

和歌山市立日進中学校 校則について

令和7年8月～

分類	校則		
制服	ブレザーの中に着るシャツ (学生服も同様)	上着を着る場合	型：カッター、ボタンドウン、ポロシャツ、ブラウス等の襟がついたもの。 色：白系、黒系、青系 柄：ワンポイント程度のものが望ましい。 ※シャツは下衣の中に入れること。
		上着を着ない場合	型：カッター、ボタンドウン、ポロシャツ、ブラウス等の襟がついたもの。 色：白系、黒系、青系 柄：ワンポイント程度のもの、バックプリントがないものが望ましい。 ※カッター、ボタンドウン、ブラウスを着る場合、シャツは下衣の中に入れ、ボタンもとめること。
	シャツの中着	色：白、黒、紺、茶、グレー、クリーム、ベージュ色。 柄：ワンポイント程度が望ましい。	
	ベルト	ベルトをつける場合は、黒・茶・紺の単色で、装飾のないベルトを着用すること。 ただし、シャツが出ないようにすることを基本とする。	
	バッジ (ブレザー着用の場合に限る)	上着を着る場合は、左襟にあるボタンホールに日進中学校バッジをつけること。 特に入学式や卒業式等の式の際は必須。	
	中間着	セーターやカーディガン、ベスト等。(体温調節の補助的役割を果たすことが目的。) 柄はワンポイント程度のものが望ましい。また中間着を着る場合は、上着を着用すること。 ※上着を着ても寒い場合は、中間着を着るという考え方を持つこととする。	
	☆制服を变形することは禁止とする。 ☆身だしなみに注意し、だらしない着方をしない。 ☆スラックスはくるぶし付近、スカート丈は膝付近を目安とする。		
頭髪	●前髪は目にかからないようにし、長い場合はピン等でとめる。 ●染色、脱色、加工(パーマ、エクステンション等)は禁止とする。 ●整髪料を使用する場合は、みだしなみを整える程度の使用とし、学校への持ち込みは禁止とする。(無香料に限る。) また体育の授業の際、競技によっては整髪料を使用することはできない。 ●ピン止め、ヘアゴムは、大きな物や飾りのついている物は禁止する。 ●髪の毛が長い場合は、体育の授業などで束ねるように指示される。		
靴	通学用、体育館用の2足が必要。 ・通学用の靴は、運動靴とし、体育授業での活動にふさわしいもの(紐靴もしくはマジックテープ)を使用すること。スリッポンは禁止。また雨の日は、長靴を履いても構わない。(ただし、体育の授業では不可。) ・体育館用は学校指定のものとするが、転入等の事情がある場合は指定外(以前の学校のもの)も認める。		
靴下	ルーズソックスは禁止。		
かばん	通学カバンは学校指定のもの(小・リュック)とする。 指定カバンに入りきらないものは手提げなど別のカバンに入れてきてもよい。		
防寒着	高価でないもの。登下校時のみ着用。必ず上着を着ること。 タイツは登下校時関係なく、着用しても構わないが、黒色やベージュ色に限定し、無地のものとする。タイツは、体育授業時は着用できない。手袋、マフラー、ひざかけ、座布団についても認めるが、正しい使い方をすること。		
その他	●行事(入学式、卒業式、校外学習、修学旅行など)では服装を指定する場合もある。 ●学校内では名札をつける。 ●爪は清潔に保ち、マニキュアやネイルは禁止とする。 ●装飾品(ピアス、ネックレス、指輪、大きな飾りの付いた物など)は禁止とする。 ●香りがする物をつけ、化粧をすることは禁止。ピアスの穴をあけるのも禁止とする。 ●携帯電話・スマートフォンの持ち込み、使用は原則禁止とする。 ●暑さ対策のための体操服登校を設ける場合もある。 ●生徒証明書はR8年度よりカードタイプに変更する。また、校則についてはHPに掲載する。 ●色の規定のないものもあるが、TPOに応じて各自で判断し、特に受験(検)の際には黒・白・紺のものが望ましい。 ●校則に関しては、「学校をより良くするために」という思いから、生徒会を中心として、考えられたものである。 よって、変更する場合も生徒会を中心として変更をする。		